

議第136号

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年11月29日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき議決を求めることについて

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更する。

第9条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、滋賀県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第9条第7項中「滋賀県知事（以下「知事」という。）」を「知事」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項の次に次の2項を加える。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）および職員に対して事務および事業の報告を求め、または法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を滋賀県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認および届出に係る書類ならびに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他滋賀県の規則で定める書類

第12条第3項中「2年」を「その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日まで」に改める。

付 則

変更後の公立大学法人滋賀県立大学定款は、平成30年4月1日から施行する。